

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		2023年 6月 16日
都道府県知事 (市長)	殿	
提出者 住 所 滋賀県甲賀市水口町日電3-1 氏 名 ショット日本株式会社 代表取締役社長 ピルグリム・アクセル (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0748-63-6610		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	ショット日本株式会社	
事業場の所在地	滋賀県甲賀市水口町日電3-1	
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日(2023年4月1日～2024年3月31日)	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)	
②事業の規模	製造品出荷額:124億円	
③従業員数	161人	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1の通り	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 別紙-2の通り				
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（令和4(2022)年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	排出量	42 t	34 t	8.5 t
	(これまでに実施した取組)			
	排出抑制：排出抑制を考慮した製造方法、工程改善及び 廃棄物の最小発生を考慮した製品設計・工程設計 の実施、また、製造工程における改善活動の実施 再生利用：マテリアルサイクル比率向上への努力 その他：海外生産への移行			
②計画	【目標】（令和5(2023)年度）			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	排出量	36 t	31 t	7.0 t
	(今後実施する予定の取組)			
	上記の改善と主に改善活動の実施による削減を中心に活動を行う。 但し、昨年は、既存製品の増産による廃棄物量が想定より増加して おり、目標未達であった。今年度は、生産数量が少なくなることが 予想され、生産数量減の要因以上の改善活動実施となるよう努力す る。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の特別管理産業廃棄物毎に各廃液タンク等により、分別、 保管し、混入・混合なきように分別している			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に予定無し（現状分別で問題はない）			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和4(2022)年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
	特に実施無し 弊社廃棄物は、専門の廃棄物処理能力が必要なため、全量専門業者で処理する。			
②計画	【目標】（令和5(2023)年度）			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
	特別管理産業廃棄物の処理（再生利用）については専門知識、設備、人材等が必要であり、現在自ら再生利用、処理等を実施する予定はない。			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和4(2022)年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
	特に実施無し			
②計画	【目標】（令和5(2023)年度）			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
	特別管理産業廃棄物の処理（中間処理）については専門知識、設備、人材等が必要であり、現在自ら中間処理等(熱回収含む)を実施する予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和4(2022)年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
	特に実施無し			
②計画	【目標】（令和5(2023)年度）			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
	特別管理産業廃棄物の処理（埋立処分）については専門知識、設備、人材等が必要であり、現在自ら埋立処分等を実施する予定はない。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和4(2022)年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	42 t	34 t	8.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	42 t	34 t	8.5 t
	再生利用業者への処理委託量	42 t	34 t	8.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
	・委託基準を順守出来る処理業者の選択と契約書の締結を実施 ・定期的な処理状況の現地確認の実施(またはインターネットによる確認) ・NEC(当社の元親会社)グループの産業廃棄物専門取扱い業者であるシシア(株)を通しての委託処理業者情報の入手等の実施 ・電子マニフェスト導入による効率化			

②計画	【目標】（令和5(2023)年度）			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	36 t	31 t	7.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	36 t	31 t	7.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	36 t	31 t	7.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
・引続き、定期的に処理状況の確認を実施する。 ・廃棄物量が増加した場合には、その1回あたり廃棄物量(搬出数)が約10トン等、また、排出時期が年度をまたぐ場合の排出量誤差等が考えられる。その場合には、日程調整または、変更協議書提出等に対応する。 ・また、生産ミックスの変動も見込まれるが、各種施策にて増加しないよう、少なくとも今年度と同等程度以下を目標とする。				
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】（令和4(2022)年度）実績			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		84.5t	
	(今後実施する予定の取組等)			
・弊社では、平成26年度分より、電子情報組織を使用し廃棄物(の排出)管理を実施し、現行では、100%電子情報組織を使用し、管理している。 ・従来通り、(NEC(当社の元親会社)グループ)の産業廃棄物専門取扱い業者である)ｼﾝｼｱ(株)を通して、委託処理業者との情報授受（電子情報に関連する情報含）を確実に管理・実施する。				
※事務処理欄				

(第6面)

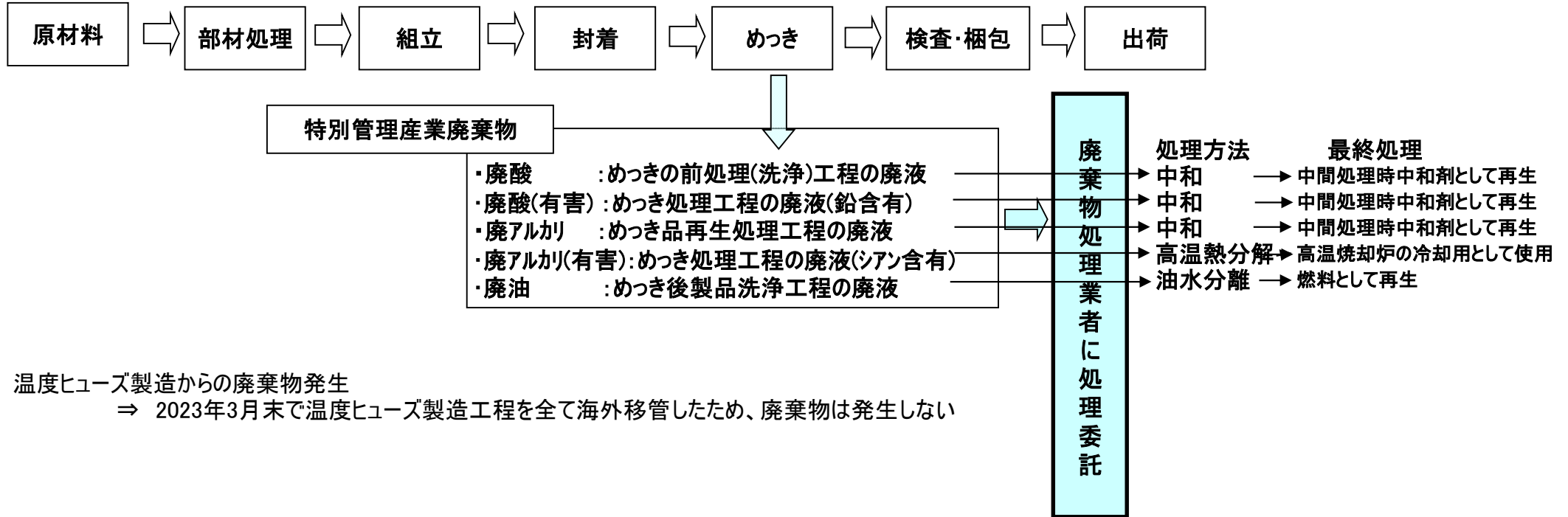
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

* 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

・特別産業廃棄物発生フローと処理を示す図

気密端子製造フロー（特別管理産業廃棄物発生フロー）

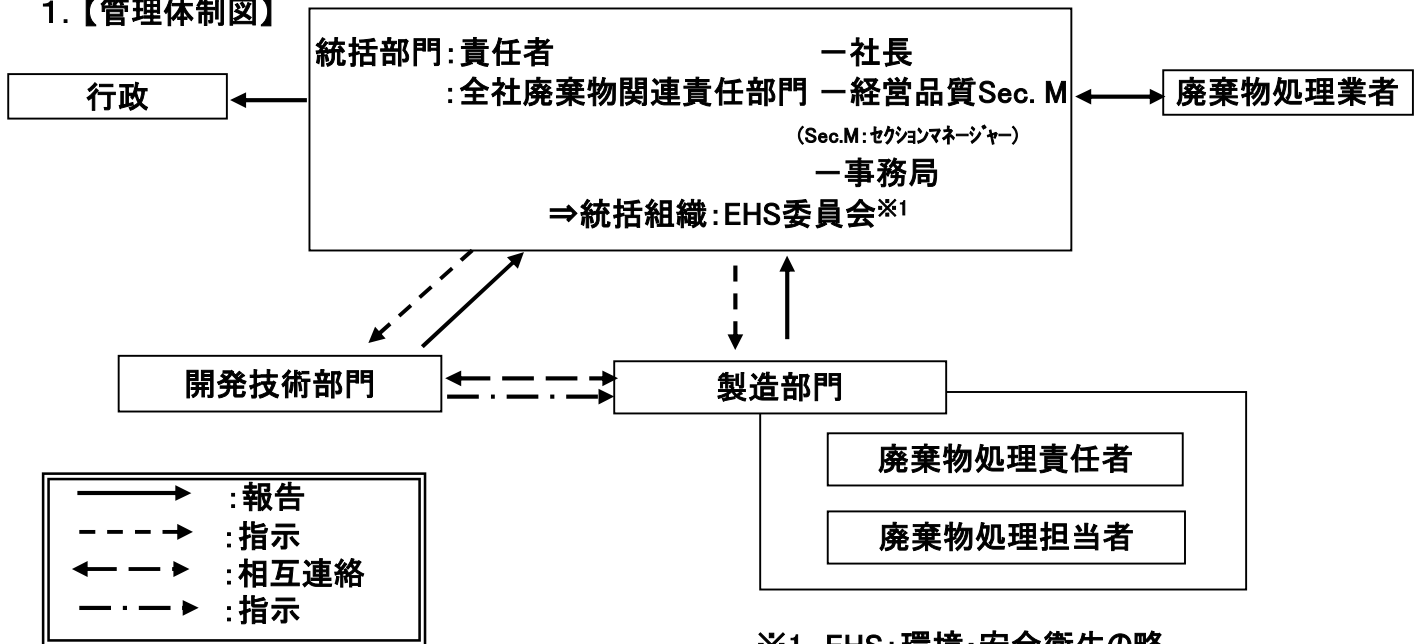


温度ヒューズ製造からの廃棄物発生

⇒ 2023年3月末で温度ヒューズ製造工程を全て海外移管したため、廃棄物は発生しない

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1.【管理体制図】



※1 EHS: 環境・安全衛生の略

2.【各部署の役割】

統括責任者	代表取締役社長 ピルグリム・アクセル
統括責任者(副)	経営品質(セクション)マネージャー ※現状社長兼務のため、事務局が代行
全社廃棄物関連責任部門	経営品質セクション(セクション)マネージャー ※現状社長兼務
EHS委員会	(廃棄物に関する内容の抜粋) ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を審議する。 ・委員長—社長 副委員長—経営品質セクション(セクション)マネージャー (同上) ・委員—各部署管理職等 ・事務局—経営品質セクション
廃棄物処理責任者	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○廃棄物管理状況の確認と改善の立案 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結・監視 ○監督官庁への各種報告 ○教育・啓発活動
製造工程 (廃棄物処理担当者)	○廃棄物保管施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)管理票の交付・管理 ○廃棄物に関する教育啓発 ○廃棄物削減施策の立案、実施
廃棄物処理施設 技術管理者	※現在廃棄物処理施設無し(施設技術管理者も設定無) 今後、設置時には(施設技術管理者を設置を行い、) ○廃棄物処理施設の維持管理 ○処理施設の技術上の基準の確保
開発技術部門	○製造工程、工法の開発研究、改善 ○廃棄物削減施策の立案、実施 ○廃棄物の発生量が少ない製品の開発(工程設計を含む)